

『旬刊経理情報』、1999年8月10日号

日本版401kの可能性

1999年6月8日、自民党私的年金小委は「確定拠出型年金制度の具体的な仕組みの検討の方向」を了承し、日本版401kは2000年の秋にも導入される見通しとなった。事業主拠出分に上乘せする従業員本人のマッチング拠出や一時金受給が認められる等、米国版401kに近い姿になりそうだ。

拠出建ての制度に拠出時非課税・運用時非課税が認められると、給付建ての制度からの部分的振りかえが進めやすくなるはずだ。またマル優原則廃止後、税制面の優遇を失っていた個人貯蓄は形態シフトを起こすだろう。

日本版401kへの税制優遇は既存税制の見直しとワンセットで進められる。生命保険控除・損害保険料控除・個人年金保険料控除・退職一時金税制・退職給与引当金・公的年金等控除の縮小や再編は必至だ。また新たな掛金控除は既存の社会保険料控除と合算し上限つきとすべきだろう。話が具体化した段階で個別利害がぶつかりあい、結果的に拠出建て制度への税制優遇が創設時には小幅にとどまるおそれもある。なおアメリカのADPテストのように高給取りを優遇しない枠組みも用意する必要がある。

日本企業は今、給付建ての退職給付をめぐる膨大な未積立の債務で痛めつけられている。企業の格付けは軒並み下がるおそれがあり、資金調達は従来より厳しくなるだろう。未積立の債務処理が優先されると賃上げや雇用確保の資金が手当てできなくなるおそれもある。

そうした中で「目先の雇用・賃金が将来の退職給付か」の選択が改めて厳しく問われることになる。そのさい若年組・女性と中高年従業員の利害は必ずしも一致しない。中高年従業員が比較的多い成熟企業では退職給付規定を掛金建てに切りかえる部分は相対的に小幅にとどまるだろう。他方、若年従業員や女性の多い成長企業では税制優遇措置次第で掛金建て退職給付への切りかえが相当大幅に進む可能性がある。事業主拠出分に対して元本保証や最低利回り保証がつけば、その切りかえはさらに促進される。

なお実際には掛金建てと給付建ての混合型（ハイブリッド型）が労使協定のなかで結ばれる可能性も高い。ハイブリッド型を想定した事業主一括運用指図も認める必要がある。

日本版401kは日本の景気が本格的に回復して株価や債権利回りが上昇しないかぎり、その妙味を十分には発揮できないだろう。

また管理費用を最少に抑える努力も、その普及には欠かせない。そのために

は事業主拋出がなくても掛金天引きや非課税限度枠管理に事業主の協力を求める方が得策ではないか。公務員やサラリーマンの妻も事業主ルートを可能なかぎり活用して管理費用を節約すべきだ。

なお非課税の限度枠管理は本来、税務署の仕事ではないか。住民票コードまたは基礎年金番号の記入を義務づければ限度枠はマル優よりもはるかに容易に管理できるだろう。国民年金保険料の納付チェックは納付書（または口座引き落とし）のコピー添付を義務づければ足りる。国民年金基金連合会を窓口としなければならない理由は特にはないはずだ。

管理費用を最少に抑えるという点では運用商品のバラエティ、預替えの頻度、運用成果の本人通知回数等に一定の制限を設けることが合理的だ。

投資教育や不正販売対策も重要である。米国の401kは自社株投資が意外と多い。総じて自社株投資はきわめて危険だ。賃金と退職給付の双方を同時に失うおそれが強いからである。また英国では個人年金の不正販売に頭を悩ましている。日本でも豊田商事やオレンジ共済と同類の悪徳業者がチャンス到来とばかりに機をうかがっているはずだ。

自助努力のない社会は基本的に不健全だ。日本版401kは老後資産形成に向けた自助努力のための器である。その器は従来よりもリスクが高い。ただし老後所得拡大のチャンスはその分、広くなる。日本版401kの行方に注目したい。

以上